



島根県報

平成30年2月2日(金)

号外第8号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示**島根県告示第49号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	432号	安来市広瀬町広瀬171番2地先から同156番1地先まで	前	メートル 11.70～ 28.00	メートル 91.70	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	16.50～ 38.00	91.70	
県 道	斐川一畑大社線	出雲市小津町字相代坂口440番地先から同439番1地先まで	前	4.10～ 12.59	39.99	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	4.22～ 13.99	39.99	

島根県告示第50号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市後野町2510番6地先から同町2517番1地先まで	メートル 20.00	平成30年 2月2日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	浜田市後野町2517番7地先から同番5地先まで	25.00	平成30年 2月2日		
県道	斐川一畑大社線	出雲市小津町字相代坂口440番地先から同439番1地先まで	39.99	平成30年 2月2日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市小津町字石橋788番地先から同地先まで	37.45	平成30年 2月2日		
〃	益田種三隅線	浜田市三隅町岡見3020番4地先から同番1地先まで	57.40	平成30年 2月2日	浜田県土整備 事務所	